

令和3年度 Fukushima Tech Create ピッチイベント業務委託 企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が発注を予定している「令和3年度 Fukushima Tech Create ピッチイベント業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約締結にあたっては、仕様についてイノベ機構と受託者が協議し決定するものとする。

2 委託名称

令和3年度 Fukushima Tech Create ピッチイベント業務委託

3 業務期間

契約締結日～令和4年2月18日（金）

4 実施場所

福島ロボットテストフィールド

（福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番 南相馬市復興工業団地内）

ピッチイベント会場：カンファレンスホール

ブース展示会場：屋内試験場

5 目的

本業務は、イノベーション創出プラットフォーム事業「Fukushima Tech Create」（以下「FTC」という。）の3つの支援プログラム（ビジネスアイデア事業化プログラム、地域未来実現プログラム、アクセラレーションプログラム）に採択された企業や個人等（以下「参加者」という。）の事業内容やプログラムにおける成果を、資金提供者や協業先等に対してプレゼンテーションすることにより、マッチング等、参加者の事業進展に繋がることを目的に実施する。

6 委託内容

本委託の内容は、以下のとおりとする。

参加者によるピッチイベント（成果発表会）の開催、展示ブース出展等の企画・運営を行う。また、イベントの様子を動画で撮影し、後日、発注者のホームページに掲載すること。詳細な内容は以下のとおりとする。

事業の実施にあたっては、発注者と綿密な調整の上で進めるものとし、必要に応じて関係者との打合せを随時実施すること。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、オンラインで実施する可能性もあり、その場合は発注者と協議し内容等を決定することとする。

(1) 開催回数

計2回

(2) 開催時期 ・規模等（想定）

第1回 ・開催時期等：令和3年12月24日（金）

※前日（12月23日（木））は準備設営を予定

- ・登壇者 : 20名程度
- ・来場者 : 会場開催150名程度
FTC サポーター、VC、大手企業などを想定
- ・開催内容 : FTCの3プログラムのうち、地域未来実現プログラム、アクセラレーションプログラムの参加者によるピッチイベント及び展示ブースによる交流会を開催。
ピッチの様子を動画として撮影・編集し、後日、アーカイブとしてYouTubeにアップする。

第2回 ・開催時期 : 令和4年1月25日(火)
※前日(1月24日(月))は会場設営を予定。

- ・登壇者 : 20名程度
- ・来場者 : 会場開催150名程度
FTC サポーター、VC、大手企業などを想定
- ・開催内容 : FTCの3プログラムのうち、ビジネスアイデア事業化プログラムの参加者によるピッチイベント及び展示ブースによる交流会を開催。
ピッチの様子を動画として撮影・編集し、後日、アーカイブとしてYouTubeにアップする。

(3) 開催場所

福島ロボットテストフィールド
(南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番 南相馬市復興工業団地内)
ピッチイベント会場:カンファレンスホール
ブース展示会場:屋内試験場

(4) 委託契約期間

契約締結日より令和4年2月18日(金)まで

(5) 委託業務内容詳細

事項	業務内容	備考
① 広報・周知業務	<ul style="list-style-type: none"> ○当日参加企業の周知に係るチラシ等制作業務(日本産業規格A4、両面カラー刷り、マットコート90kg紙、各3,000部)。 ○首都圏を中心にVC、金融機関、大手企業、パートナーとなる企業等に積極的に働きかけ、当日来場するように誘引すること。 ○イベントPRとして、SNS、メディアなど各種媒体を用いた効果的な広報を提案・計画し、集客確保のための広報の徹底を図ること。 	<p>※それぞれ、12月、1月の2回分を想定すること。</p> <p>※納品場所は、イノベ機構事業創出支援課とする。</p>
② 参加申込受付業務	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者が運営するホームページ内に申込フォームを作成した上で、参加者の取りま 	<p>※申込フォームの内容は、発注者と協議の上決</p>

	とめ、参加者リストの作成、連絡、調整を行うこと。	定し、申込の経過状況等について報告できるようにすること。
③ 企画・運営関係業務	a. イベントの企画、実施計画、運営マニュアル、プログラム、進行台本等の資料の作成	参加者移動手段に係る業務は不要。
	b. 申請等の各種諸手続業務の実施	実施会場の手配、会場使用料の支払いは、発注者が行う。
	c. 受付業務（当日）	国や県のガイドラインに従った新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
	d. 会場設営業務（発表・ブース会場） 音響設備、照明機器等の確認・調整及び不足する機器等の手配を行い会場の設営等 展示ブースのパネルは、受託者の持ち込みとし、電源コード等の電源確保についても行うこと。※パネルは25個程度を想定 ブースの組立、記名板（ブースサイン等）の用意、設置。	会場駐車場の誘導等安全確保業務を含む。 会場設営はイベントの前日から行い、撤去はイベント当日中に行う。
	e. イベントの進行业務 音響設備、照明機器等の調整等 当日の司会 等 ピッチは、1者5分程度を予定。	オペレーター及び司会者の手配を含む。 各プログラムのピッチの内容や構成については、プログラム伴走事業者が行うこととする。
	f. ピッチや展示ブースの様子を動画で撮影。 ピッチイベントの様子に加え、発表者の使用している資料等が鮮明に記録できるようにすること。	納品物は、休憩時間や入替時間等、不要な部分は編集カットした上で、ピッチ全体、発表者ごとに個別に閲覧が可能となるよう編集（分割）すること。
	g. その他 スタッフ・登壇者・来場者用のネーム（名刺入れストラップタイプ）等の準備 ネームの作成 等 来場者に対するアンケート及びアンケートの集計 等	アンケート内容は事前に、発注者と協議し決定すること。

※会場等の使用に関しては、直接会場側と調整を行い実施すること。

※受託者は、発注者及び各プログラム伴走支援事業者と直接連絡調整を行いながら業務を実施すること。

7 業務報告書の作成

実施結果をとりまとめ、業務報告書を提出すること。報告書の作成については、イベントの様子（写真）、参加者の声（アンケート結果）等を記載し、構成・レイアウト等に十分な工夫を行うものとする。

8 委託業務実施における注意事項

- ・委託業務実施に当たっては、適宜、発注者と協議し進めること。
- ・本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議すること。
- ・本委託業務実施の際に問題、事故等が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- ・その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場での開催が実施出来ない場合は、オンラインで実施する可能性もあり、その場合は発注者と協議し代替内容を決定することとする。

9 成果品

(1) 納入物

- ①業務報告書 1部
- ②業務報告書及び業務報告書に掲載した画像の電子データ（CD-R等） 1部
- ③編集した動画の電子媒体（MP4形式及びDVDデータ）
- ④未編集の動画の電子媒体（MP4形式及びDVDデータ）
- ⑤来場者名簿（社名、所属、役職名、連絡先等記載）
- ⑥来場者アンケートの結果（集計・分析結果）
- ⑦本業務において作成した資料等
- ⑧その他発注者が受注者と合意の上、成果品として提出をもとめるもの

(2) 納入場所

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 事業創出支援課
（〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階）

(3) 納入期日

令和4年2月18日（金）

10 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様に定めのない事項、不明な点や変更点が発生したときは、発注者と協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(2) 留意事項

①成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として発注者に帰属するものとする。

②本業務の引継

受託者は本業務に係る契約の終了後、他社に本業務の引継を行う必要が生じた場合は、対象事業者等の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継に努めるものとする。

③本業務に係る書類の整備・保管

本業務に係る書類の整備・保管については、次のとおりとする。

ア 本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区分すること。

イ 本業務に係る関係書類（支出関係の証憑書類等）を整備・保管すること。

ウ 本業務終了年度から5年間保管すること。

エ 本業務は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

オ 受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、発注者に協力しなければならない。

④本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により、発注者に損害が生じた場合は、受託者は発注者に対してその損害を賠償することとする。